

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 作業部会及び親委員会で聞かれた主な意見

概要

1. 本資料は、第 19 回及び第 20 回作業部会並びに第 301 回親委員会で聞かれた主な意見を要約している。

第 301 回親委員会で聞かれた主な意見

【資料「コメント対応表」について】

- (1) コメント対応においては、それぞれのコメントに対し濃淡をつけて対応するべきだと考える。特に、個別の基準が関連する質問 4 及び質問 5 に対するコメントへの対応は基準設定主体である ASBJ がもっとも機能を発揮することが期待されている領域であるため、重点的に対応をお願いしたい。

→ご意見を踏まえて、コメント対応を行う。

- (2) 修正国際基準について現時点では人によって捉え方が異なっていると思う。修正国際基準を採用する企業の数が指定国際会計基準を採用する企業と同様になることは難しいと考えていることもあり、意見発信力を強化し、間接的に任意適用の積上げにつなげる手段として考えるべきである。

→審議資料(3)-2 のとおり、エンドースメント手続の意義の記載について、第 18 回の作業部会で提案した案と本公開草案における記載をベースとした案を提示している。

- (3) 密度の濃い議論を行うということによって、意見発信力が強化されると考えている。公開草案での結論は十分に審議した結果であるからとしてそれ以上の議論を行わないこととすることなく、より密度の濃い議論を行っていくべきと考える。

→項目ごとに公開草案の公表までに十分な議論が尽くされているか確認し、必要に応じて追加的な議論を行う。

- (4) 確定給付負債又は資産（純額）の再測定のノンリサイクリング処理について、公開草案に記載したリサイクリング処理を行う根拠が十分に説得力を持つかどうか再度検討すべきである。

→ご意見を踏まえ、本委員会では審議事項(3)-5において確定給付負債又は資産(純額)の再測定についてリサイクリング処理を行う理由について再検討を行う。

- (5) エンドースメント手続の意義として国際的な意見発信が掲げられているが、公開草案で提案された「削除又は修正」項目以外にも国際的な意見発信をすべき項目があるという意見が聞かれている。コメント対応を通じて、「削除又は修正」する項目と「削除又は修正」は行わないものの意見発信していく項目について、明確な区分を示していくことが考えられる。

→「削除又は修正」を行わなかった項目についても内容に応じて意見発信を行う。

- (6) 企業会計審議会の「当面の方針」では、「エンドースメントされたIFRSを採用する意欲がある」企業の「ニーズを勘案した上で検討する必要がある。」とされているため、採用を検討している企業にアウトリーチを行うことが考えられる。

→本公開草案に対して、企業のニーズを含めた広範なコメントが寄せられているため、現時点ではアウトリーチを実施する予定はない。

- (7) 全体としてエンドースメント手続の意義について肯定的に評価されている点については良かったと思う。ただし、個別のコメントを見た場合、「当面の方針」や修正国際基準について、理解が不足していると思われる意見もあり、この点の理解を促すことが必要であると考えられる。

→今後、エンドースメント手続の意義について、さらに周知を図っていきたい。

- (8) 「削除又は修正」を行うことに懸念を示す意見もあるが、アジェンダ協議やASAFを通じて意見発信を行ってきた項目については一貫性を守るべきと考えられる。

→ご意見を踏まえながら、コメント対応を行う。

- (9) デュー・プロセスに対して透明性が不足しているとのコメントが寄せられているが、アウトリーチ等があった場合には要点を要約して説明してもらっていると理解しており、そのような手続が行われていることが伝わるようにしていくべきと考えられる。

→今後、アウトリーチを行った場合にはアウトリーチの実施状況について明示的に記載を行うこととする。

(10) 作業部会での意見にもあったように、コメントへの対応において、「当面の方針」に関するコメントとそれ以外に関するコメントして整理して進めるべきである。

→ご意見を踏まえ、対応を進める。

【今後の日本基準について】

(11) 日本基準に関するコメントが、想定外に多かったと感じている。日本基準を採用する会社にとって、今後の日本基準については関心のあるところなので、日本基準のあり方について考えを整理して示していくべきではないかと考える。

(12) 国際的に新たな基準が公表される中、ここ数年間は日本基準のコンバージェンスが行われていないことと、現在エンドースメント手続を行っていることにより、今後の日本基準に対する関心が高まっていると思う。国際的な意見発信、エンドースメント手続、コンバージェンスを含めた日本基準の検討は有機的に連動して行っていかなければならないと考えており、時間をかけて議論する必要があると考える。

(11) 及び(12) のコメントについて

→今後、エンドースメント手続とコンバージェンスの関係を整理することが必要と考えられる。コンバージェンスそのものについては、別途、ASBJ において検討を行う。

第 19 回作業部会で聞かれた主な意見

【質問 2：エンドースメント手続の意義に関するコメントへの対応】

エンドースメント手続の意義を意見発信に絞ることについて

(13) エンドースメント手続の意義について、意見発信のみに修正する事務局の提案に反対する。エンドースメント手続は IFRS を評価して我が国の制度に組み込む手続であり、また、エンドースメント手続を通じて理解を深めたうえで適用可能な 1 組の会計基準を作ることにより意見発信につなげることから、「我が国の市場関係者における IFRS への理解とより高品質な基準開発に向けた裾野の広い議論が深まることも期待される」との記載は重要であり削除すべきでない。

- (14) エンドースメント手続の意義のうち「IFRS の柔軟な受け入れ」に関して寄せられたコメントは、「柔軟な受け入れ」という表現がわからないことへの示唆であると理解しているが、その対応のために関係ないと考えられる箇所についても削除されている。意義が大幅に変更されてしまうと、これまでの議論の積み重ねが無意味になってしまう可能性があるため、公開草案における記載に戻してもよいと思われる。
- (15) エンドースメント手続の意義について、「IFRS の柔軟な受け入れ」と「ガイダンス及び教育文書の開発」を削除するのは、方針が変わったと思われるくらい極端である。
- (16) エンドースメント手続の意義のうち「IFRS の柔軟な受け入れ」を削除しているが、エンドースメント手続を行うことにより個々の IFRS を評価して我が国における理解を深めることは、十分な意義があるため、削除すべきでないと考ええる。
- (17) 総論としてピュアな IFRS の促進を目指しながらも現状を鑑みてエンドースメント手続の実施を支持するというコメントが多く寄せられていたことから、提案されたエンドースメント手続の意義に関する記載については、必要以上に削除がされていると考える。特に、エンドースメント手続を通じて IFRS に関する理解を深めるという記載については削除すべきでないと考える。また、「柔軟な受け入れ」という表現が誤解を生むということであれば、その表現を修正すべきである。
- (18) エンドースメント手続の意義において、意見発信は特に重要だと考える。しかし、あるべき IFRS と修正国際基準の関係が不明確な状況で意見発信を強調した場合、修正国際基準があるべき IFRS であるという誤解が生じることを懸念する。そのため、あるべき IFRS と修正国際基準の関係について記載すべきである。

(13)から(18)のコメントについて

→審議事項(3)-2 のとおり、エンドースメント手続の意義の記載について、第19回の作業部会で提案した案と公開草案における記載をベースとした案を提示している。

「企業経営の規律」の記載について

- (19) コメント対応表の 19)は「企業経営の規律」などの表現がピュアな IFRS を適用する企業が「我が国における会計基準に係る基本的な考え方」を保持していない等の不適切な印象を与えるとの懸念を示すものであるが、コメント対応は、趣旨を踏まえた回答となっていない。
- (20) エンドースメント手続の意義に記載された「企業経営の規律」などの表現はピュアな IFRS を適用する企業の考え方を否定するものではないという認識であり、「公表にあたって」の表現を改める必要はない。
- (21) 「公表にあたって」のエンドースメント手続の意義における「企業経営の規律」の記載は、公開草案の公表に至るまでに十分に議論してきたものであり、修文を行うならば議論の繰り返しになることを懸念する。

(19)から(21)のコメントについて

→ご意見を受けて、「公表にあたって」における記載は修正せず、審議事項(3)-1のコメント対応表における記載を修正した。

「基本的な考え方」に関する説明について

- (22) コメント対応表の 17)～21) は「基本的な考え方」についての詳細な説明を求めるものであり、対応案では不十分と考える。「基本的な考え方」についてより詳細に検討すべきである。
- (23) コメント対応表の 18) の趣旨は、「基本的な考え方」の内容として「当期純利益の有用性などが含まれる」としていることについて、より具体的な詳しい説明を求めるものであるため、対応案は不十分であると考える。

(22)及び(23)のコメントについて

→ご意見を受けて、審議事項(3)-1のコメント対応表における記載を修正した。

【質問 2 及び質問 7：ガイダンスや教育文書に関するコメントへの対応】

ガイダンスや教育文書の開発について意義から除外することについて

- (24) ガイダンスや教育文書の開発をエンドースメント手続の意義から削除する提案には反対である。エンドースメント手続は IFRS を評価して受け入れる手続であり、修正国際基準を開発することだけが目的ではない。IFRS を受け入れる手続において、IFRS の任意適用を拡大する方策の 1 つとしてガイダンスや教育文書の開発があると考えた場合、ガイダンスや教育文書の開発がエンドースメント手続の意義に入るのは当然と考えられる。
- (25) IFRS の解釈に関して、IFRS 解釈指針委員会に諮ることに異論を唱えることはない。しかし、事務局の提案は、ガイダンスや教育文書の開発は今後の検討課題として後回しになる印象を受ける。IFRS の解釈は作成者にとって非常に重要な問題であり、より前向きに対応すべきである。
- (26) ガイダンスや教育文書の作成をエンドースメント手続の意義とすることに反対するコメントは少数である一方、ガイダンスや教育文書の開発を支持するコメントが多数寄せられている。公開草案の「公表にあたって」では「今後、それらのあり方も含め検討していく」と記載されているが、この記載について、コメント対応表 78) のピュアな IFRS 適用企業への留意する意見を踏まえて修正すればよいと考えられる。
- (27) エンドースメント手続における「削除又は修正」に関する判断基準のうち「実務上の困難さ」及び「周辺制度との関連」からは「削除又は修正」項目が生じなかったが、これらへの対応としてガイダンスや教育文書の作成を検討するという議論であったと理解している。そのため、意義として記載するかは別として、何らかの記載は残すべきと考える。
- (28) ガイダンスや教育文書の作成について、指定国際会計基準の適用への影響を考慮すべきというコメントの対応として、ガイダンスや教育文書の作成を指定国際会計基準を含めた検討とするために、エンドースメント手続の意義から削除したのであれば、賛成である。
- (29) コメント対応表の 28) はガイダンスや教育文書の作成はエンドースメント手続の意義というよりも、副産物と位置付けられるものと考えられるため、位置付けを落としたところで記載すべきという趣旨である。

(24) から (29) のコメントについて

→ 審議事項(3)-2 のとおり、エンドースメント手続の意義の記載について、第 19 回の作業部会で提案した案と公開草案における記載をベースとした案を提

示している。

その他

(30) IFRS 財団及び IASB は、IFRS の均質適用を重要な目標として掲げており、各国において独自のガイダンスや教育文書を開発することをリスクとして捉えている。修正国際基準に関するガイダンスや教育文書を開発した場合、指定国際会計基準の任意適用が、国際的に特殊な任意適用だと見られるリスクがある。この認識を共有したうえでガイダンスや教育文書の開発を検討していく必要がある。

→ご指摘のリスクを十分に踏まえたうえで、今後の審議を行っていくこととする。

(31) 規範性のない教育文書の作成への対応については難しい面があると思うが、事務局の提案では、経団連から公表している実務対応例と何が違うのかという感が否めない。

→教育文書として記載できる限界を踏まえつつ検討を行う。

【質問3：「削除又は修正」の判断基準に関するコメントへの対応】

(32) 「実務上の困難さ」について判断基準とすべきでないというコメントが聞かれている。初度エンドースメント手続において「実務上の困難さ」からは「削除又は修正」項目は生じなかったが、実際にはこの観点からも検討を行ったので、判断要因として残すべきと考える。

→事務局の提案に賛成する意見である。

(33) 寄せられたコメントのうち公開草案に否定的なコメントは、あるべき IFRS と修正国際基準との関係が明確でないことを示唆していると考えられる。現時点で両者の関係が明確でないのはやむを得ないかもしれないが、両者の関係が明確でない状況において意見発信と言っても説得力に欠けると感じている。あるべき IFRS について、より踏み込んだ議論を行うべきではないか。

→公開草案の「公表にあたって」の第 24 項から第 39 項において記載されているとおり、「削除又は修正」を判断するにあたってあるべき会計処理を検討し、30 個の論点を抽出し検討を行ったが、「削除又は修正」を必要最小限とする観

点から「削除又は修正」を行う項目を2項目に絞っている。「公表にあたって」のエンドースメント手続の意義に関する記載箇所に「削除又は修正」を必要最小限としたこととの関係を記載することを検討したが、文章全体として重複感が出ることから原案どおりとした。

【質問4：企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理（案）」に関するコメントへの対応】

毎年におけるのれんの減損テストの「削除又は修正」について

(34) 毎年におけるのれんの減損テストについて「削除又は修正」すべきでないと考ええる。仮に国際的な議論が進みピュアな IFRS でものれんが償却されるようになったとき、毎年におけるのれんの減損テストについて差異となってしまう可能性がある。コメント対応表の 49) に記載されている基準の求める以上の実務対応が要求されている可能性があるというコメントについては検証する必要があると思うが、「削除又は修正」を行うのは短絡的と考える。

(35) 毎年におけるのれんの減損テストを「削除又は修正」の対象とすることについては反対である。個人的には、のれんについては無形資産の識別も含めたセットとして考えて「削除又は修正」を行うのが意見発信としてよいと考えている。「削除又は修正」を必要最小限にするという方針であれば、のれんの償却のみを「削除又は修正」することでやむを得ないと考える。

(34) 及び (35) のコメントについて

→ 審議事項(3)-4 のとおり、毎年ののれんの減損テストについて第 19 回の作業部会で提案した「削除又は修正」を行う案と公開草案で提案した「削除又は修正」を行わない案を提示している。

のれんの耐用年数の上限を 20 年とすることについて

(36) 最近の国際的な議論において、のれんの償却年数に関していろいろな意見が出ている状況で、のれんの耐用年数の上限を 20 年とすることについて、国際的に主張していくことに難しさを感じる。

(37) のれんの耐用年数について、現時点では 20 年が合理的であるという理由を見

出すことはできないと考えられ、日本基準や旧国際会計基準における 20 年という数字を変更する理由がないというのが現状であると理解している。そのため、結論の背景において、「のれんの耐用年数については現時点では明確に決められない」、又は「今後の議論を待たなければならない」といった記載を行うべきである。

(38) のれんの耐用年数について日本基準においても 20 年としているので、日本基準において議論されていない現状では 20 年とせざるを得ないとする。ただし、20 年はあくまでも上限であり、実務上は 10 年以内の耐用年数が採用されていると理解している。この 20 年上限について、今後見直す可能性があること、実際の運用では海外で問題になっているほどではないということを結論の背景に記載することを検討すべきである。

(36) から (38) のコメントについて

→ 審議事項(3)-4 のとおり、のれんの耐用年数について 20 年を上限とする理由を変更する案と公開草案を変更しない案を提示している。

【質問 5：企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理（案）」に関するコメントへの対応】

確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠について

- (39) 確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠について、リサイクリングを要求していた旧 IAS 第 19 号の考え方を参考することができるのではないか。
- (40) 確定給付負債又は資産（純額）の再測定をリサイクリングする根拠に関する事務局の修正案は簡潔なものとなっており、公開草案に比べ積極性が欠けている。この内容で国際的に主張していけるか不安に感じる。
- (41) リサイクリングを行うトリガーについて不明確というのは IASB の主張であり、その主張にかかわらず当期純利益にいつの時点で反映すればよいか示せばいいと考えている。ただ、提案されている修正会計基準第 2 号の第 31 項の「また」以降の段落は、リサイクリングについての説明に一時に損益認識しないこと理由を含めることは適当でないとする。また、長期的に仮定の値に回帰していくという説明は制度資産にはあてはまらないとする。

- (42) 国際的な意見発信を重要な意義としてとらえている中で、確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクルの根拠に関して大幅な修正を行うことは再公開草案が必要になるほど重要と考える。今回の事務局提案は理解できない点が多い。議論が多いため、将来検討することとして後回しにしてもいいのではないか。個人的には、短期間で新しい概念を打ち出すことはできないと考えている。
- (43) 確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクルの根拠に関して、IAS 第 8 号については不明確な基準だと考えているため、IAS 第 8 号に基づいて根拠付けすることがよいか疑問に思う。また、配分（attribution）という用語に関しては、国際的に理解されるものかどうか検討すべきである。
- (44) IAS 第 39 号ベースの減損規定及び確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクルの根拠のいずれについても、公開草案に至るまでに十分に議論した結果であり、コメントにおいて対案が示されない状況では原案どおり進めることでやむを得ないと考えられる。

(39) から(44)のコメントについて

→確定給付負債又は資産（純額）の再測定についてリサイクルを行う根拠について文案を検討中である。

その他

- (45) コメント対応表の 62) の「旧 IAS や日本基準を当然に踏襲することなく検討を行うことは今回のエンドースメント手続の趣旨に合致していると思われる」とのコメントは、のれんの耐用年数の上限を 20 年以内にする根拠との整合性を鑑み、修正すべきである。
- ご意見を受けて、審議事項(3)-1 のコメント対応表における記載を修正した。
- (46) コメント対応表の 58) について、コメントの対応に「IAS 第 39 号における減損規定について「削除又は修正」すべきという意見は親委員会及び作業部会で聞かれておらず」となっているが、反対意見はあったと理解している。
- ご意見を受けて、審議事項(3)-1 のコメント対応表における記載を修正した。

第20回作業部会で聞かれた主な意見

【質問6：その他の項目の「削除又は修正」の必要性に関するコメントへの対応】

(47) 公開草案の公表に至る議論では、開発費の資産計上などを「削除又は修正」しないことについて、IFRSの任意適用企業において実務的な対応方法に関する経験が蓄積されてきていることも論拠として挙げられていたと理解している。これらの経験を取りまとめたガイダンスや教育文書の作成を、エンドースメント手続の意義から除外した場合には開発費の資産計上などを「削除又は修正」しなかったこと理由の1つが失われてしまうのではないか。

【質問8：その他に関するコメントへの対応】

今後のエンドースメント手続について

(48) 「公表にあたって」の第18項において2013年12月31日現在でIASBにより公表されている会計基準等と2014年12月31日現在でIASBにより公表されている会計基準等について分けてエンドースメント手続を実施することが提案されているが、これらについてまとめてエンドースメント手続を実施すべきではないのか。

(49) 「公表にあたって」の第18項において具体的なエンドースメント手続の順序が記載されているが、今後エンドースメント手続を柔軟に進めていくためには、具体的なエンドースメント手続の順序についてここまで詳細に記載しない方がよいと考える。

(50) エンドースメント手続を実施する順序は別途議論が必要であるが、「公表にあたって」において、ある程度具体的に記載することは必要であると考ええる。

(51) 制度の安定的な運用の観点から、エンドースメント手続のスケジュールを明確にすべきであると考ええる。また、強制適用日だけではなく早期適用についても考慮して、スケジュールを検討する必要があると考ええる。

「財務報告に関する概念フレームワーク」の参照について

(52) 修正国際基準においてIFRSと我が国における会計基準に係る基本的な考え方が相違する項目を「削除又は修正」している状況において、そのような基本的な考え方に相違があり得るIFRSの「財務報告に関する概念フレームワーク」

を IAS 第 8 号などの規定から参照することにより、矛盾は生じないか。

- (53) 意見発信という観点からは「財務報告に関する概念フレームワーク」を「削除又は修正」という考え方もあり得るが、個人的には会計基準レベルで「削除又は修正」を行えばよいと考える。「財務報告に関する概念フレームワーク」について「削除又は修正」する場合には一部を「削除又は修正」するわけではなく全面的な修正になると考える。「財務報告に関する概念フレームワーク」を参照できない項目もあるかもしれないが、厳密に考えなくてもよいのではないか。

その他

- (54) コメント対応表の 82) において ES (エデュケーション・セッション) に関するコメントへの対応が記載されているが、事務局として反省すべき点をもう少し記載すべきではないかと考える。

【質問 2 : エンドースメント手続の意義に関するコメントへの対応】

「我が国における会計基準に係る基本的な考え方」の背景に関する記載について

- (55) コメント対応表の 19) は「企業経営の規律」などの表現がピュアな IFRS を適用する企業が「我が国における会計基準に係る基本的な考え方」を保持していない等の不適切な印象を与えるとの懸念を示すものであるが、コメント対応における「ピュアな IFRS と修正国際基準で優劣があるわけではなく」という記載は適切ではないのではないかと考える。
- (56) (前項の意見に関連して) ピュアな IFRS の任意適用を積み上げていくということが前提となっているため、ピュアな IFRS 適用企業に「公表にあたって」の「我が国における会計基準に係る基本的な考え方」の背景に関する記載について過度に反応する必要はないことを説明すればよいのではないか。
- (57) 意見発信を行うことにより、ピュアな IFRS が修正国際基準に沿った形で見直されることを目指している旨を説明することによって誤解を解消できるのではないか。また、会計基準間に優劣はないことを記載したうえで、どの会計基準を適用するかについては企業の経営モデルに合った意思決定を行うものであることを記載すれば説得力が増すと考えられる。

「基本的な考え方」に関する説明について

- (58) コメント対応表の 18) について、「投資の性格に応じた資産及び負債の適切な評価」を明示的に記載すると公正価値測定の範囲に関連する項目を「削除又は修正」しなかったことの説明が難しくなるため、抽象度が高く網羅的に簡潔に記載することが困難である旨のみを記載する方がよいと考える。

「柔軟な受け入れ」に関する記載について

- (59) 「柔軟な受け入れ」の記載については、「当面の方針」の記載に合わせたものと理解している。「柔軟な受け入れ」に関する記載を「受入れ手続を明確化する」との記載に変更すると、指定国際会計基準の手続が明確ではないという印象を与える可能性がある。「柔軟な受け入れ」という文言が不明確であるならば、「柔軟な受け入れ」に関する記載を削除することが考えられる。
- (60) 「柔軟な受け入れ」という記載だけではわかりにくいので「受入れ手続の明確化」についても記載する方がよいと考える。ただし、「柔軟な受け入れ」という文言も残した方が理解されやすいと考える。
- (61) 「柔軟な受け入れ」というのは IFRS の個々の基準を咀嚼して我が国の実情に即した形で受け入れ可能か否かを一つ一つ判断し、それに伴い IFRS への理解が深めて適用していくことと認識している。コメント対応においては、「柔軟な受け入れ」の記載を削除した経緯について説明した方がよいと考える。

「ガイダンスや教育文書の開発」の記載について

- (62) 「公表にあたって」の案 2 の第 12 項における「検討する対象を指定国際会計基準と修正国際基準双方とするかも含めて、さらに検討を行う」との記載は、指定国際会計基準が対象となるか明確にすべきというコメントには対応していないと考える。そのため、「検討する対象を指定国際会計基準と修正国際基準双方を対象として、さらに検討を行う」としてはどうか。
- (63) エンドースメント手続を実施した結果として、修正国際基準及びガイダンスや教育文書が作成されると理解している。「公表にあたって」の案 2 の第 12 項に「エンドースメント手続の結果として」という文言を挿入してはどうか。
- (64) 「公表にあたって」の第 12 項はこれまでの経緯をよく知っている人にとっては理解できるが、文章が複雑になっており、経緯を詳しく知らない人にとっては

はわかりにくくなっているのではないか。

- (65) 「公表にあたって」の第 37 項では、ガイダンスや教育文書について検討を行っていくことが記載されているが、検討を行う主体が明確に記載されていない。

【質問 4：企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理（案）」に関するコメントへの対応】

のれんの耐用年数の上限を 20 年とする結論の背景の記載について

- (66) のれんの耐用年数については、国際的に議論されており、世界中の人が納得するようなものを示せる状況ではないけれども、当面という位置づけで日本基準や旧 IAS を参考にして 20 年を上限と決めているということを記載すべきであると考えているため、修正会計基準第 1 号の案 A の記載を前提にして検討を行うことがよいと考える。
- (67) 案 A に修正することに賛成するが、記載方法として公開草案の記載をすべて削除して修正案に替えるべきではないと考える。公開草案の公表までの議論を残したうえでその後の議論を記載すべきと考える。
- (68) 案 A では耐用年数の決定方法について 4 つの案が示されているが、この内容は今後議論される必要があると考えるため、現時点でここまで記載してよいか疑問に思う。

毎年におけるのれんの減損テストの「削除又は修正」について

- (69) 毎年におけるのれんの減損テストについて「削除又は修正」を行うことを要求するコメントはなかったように思われる。コメント対応表の 49) については、詳細な理由若しくは検証を必要とするコメントであると考えられるため、案 2 を支持する。
- (70) コメント対応表の 49) の後者のコメントは、「削除又は修正」を要望するものではなく、当初は実務対応を考えて負担を少なくすることを主張していたが、最終的には意見発信の観点から「削除又は修正」する項目を必要最小限にしているので、その点をもう一度確認する趣旨であると個人的に理解している。
- (71) コメント対応表の 49) の後者のコメントについては、毎年におけるのれんの減損テストについて過度の実務対応が要求されていないか、ピュアな IFRS の

任意適用企業や米国会計基準適用企業における実務を参考に検証を行うべきという意見と理解している。

【質問5：企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理（案）」に関するコメントへの対応】

確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠について

- (72) 公開草案を公表するに至る議論やコメントとしては寄せられていないが賛同する意見があることも考えられることから、確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠を安易に全面的に書き替えるべきではないと考える。今後、「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直しの議論において重要になっていくと考えられるが、今後検討することを前提として、修正国際基準の公表の段階では公開草案で記載した意見にとどめるべきと考える。
- (73) 他の論点にもあてはまるが、公開草案における結論の背景の記載は残し、寄せられたコメントを紹介したうえで、その後の検討状況を記載してはどうか。
- (74) 確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリングの根拠については、国際的に納得のいく結論を示すことは難しいと思うものの、堅牢な根拠ではないというコメントへの対応として追加的な記載ができないか検討していただきたい。

その他

- (75) コメント対応表の 61) において、金融負債の発行者自身の信用リスクを純損益にリサイクリングするように「削除又は修正」することについて、すべてのOCI項目をリサイクリングすることによって純損益を介してキャッシュ・フローを予測することが可能となることが根拠の一つとして記載されている。総論としては納得できるが、当該論点に限定した記載としては違和感がある。
- (76) 修正会計基準第2号第18項(2)で、「当委員会は、包括利益は企業の財政状態の報告の観点から目的適合的な測定値に基づいて算出されるため」と記載されているが、必ずしも正確な記載ではないと考えられるため、修正すべきである。

【質問5：ガイダンスや教育文書の開発に関するコメントへの対応】

(77) コメント対応表の 79) では、規範性のあるガイダンスがどのようなものか問うコメントに対し、「日本基準の実務指針に相当するものを想定している」と記載しているが、実務指針という表現が適切かどうか見直すべきである。

以 上